

船舶事故等調査報告書

平成21年3月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008広第77号	
事故等名	遊漁船シーガル モーターボート夕美衝突	
発生年月日時刻	平成20年11月15日11時27分ごろ	
発生場所	山口県周防大島町大磯灯台から真方位071° 840m付近 (北緯33° 57. 4′ 東経132° 11. 2′)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月12日 広島・地方事故調査官が、A船長及びB船長の 事故報告書を精査 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	A 遊漁船 シーガル 4. 3トン 船舶番号(IMO 番号) 281-33081 山口 船舶所有者等 個人所有	
船種・船名・総トン数 船舶番号(IMO 番号) 船舶所有者等	B モーターボート 夕美 0. 9トン 291-23577 山口 個人所有	
乗組員等に関する情報	A 船長 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士 B 船長 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士	
負傷者	A なし B なし	
損傷	A 船尾外板亀裂及び割損、スパンカー折損、船体後部ハンドレール折損 B なし	
事故等の経過	A船は、船長1人が乗り組み、釣り客等10人を乗せ、山口県柳井港を発し、11時17分ごろ事故発生場所付近に到着し、魚釣りのため漂泊中、平成20年11月15日11時27分ごろ、A船の船尾とB船の船首とが衝突した。 B船は、船長1人が乗り組み、2人を同乗させ、同県周防大島町三蒲漁港を発し、大磯灯台付近で魚釣りをを行った後、11時20分ごろ釣り場を発して、東方に移動中、前示のとおり衝突した。 当時、天候は晴で、波はなく、風はほとんど無かった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし A船は、B船を初認した後、B船の動静監視を行わなかったものと考えられる。 B船は、A船に気付かなかったものと考えられる。
原因	本事故は、A船がB船の動静監視を行わないまま航行し、またB船がA船に気付かないまま航行したため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	